3　広域共同防災組織を設置することができる区域について所要の改正を行うこととした。（附則第三項関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（政令第二四九号）（内閣府本府）

1　支給認定教育・保育等に係る負担上限月額の算定に関する未婚のひとり親の取扱い

支給認定教育・保育等に係る負担上限月額に関し、未婚のひとり親（婚姻によらないで母又は父となった女子又は男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないものをいう。）のうち寡婦又は寡夫とみなした場合に地方税法第二九五条第一項の規定により市町村民税が課されないこととなる者について市町村民税非課税者と同額とすることとした。（本則関係）

2　施行期日等

㈠　この政令の施行に伴う所要の経過措置について定めることとした。（附則第二項関係）

㈡　この政令は、平成三〇年九月一日から施行することとした。

◇自衛隊法施行令の一部を改正する政令（政令第二五〇号）（防衛省）

1　防衛省設置法第一六条第一項第二号又は第三号の教育訓練を修了した者の償還金に係る所要の規定の整備を行うこととした。（第一二〇条の一五関係）

2　平成三〇年三月卒業の防衛医科大学校卒業生が離職した場合における償還金の算定の基礎となる金額について、防衛省設置法第一六条第一項第一号の教育訓練を修了した者においては四、二四五万円、同項第二号又は第三号の教育訓練を修了した者においては七一八万円とすることとした。（別表第一一関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（政令第二五一号）（厚生労働省）

1　経過措置関係

㈠　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三八条第五項（同法第四五条において準用する場合を含む。）の規定による労働者派遣事業に関しては、シルバー人材センター又はシルバー人材センター連合を派遣元事業主とみなして、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）附則第七条第一項及び第八条第一項の規定を適用するとともに、整備法附則第七条第二項の規定は、派遣先について、整備法附則第八条第二項の規定は、シルバー人材センター及びシルバー人材センター連合について準用することとした。（第一条関係）

㈡　送出事業主が行う建設業務労働者就業機会確保事業に関しては、建設業務労働者就業機会確保契約を労働者派遣契約と、受入事業主を派遣先と、建設業務労働者の就業機会確保を労働者派遣と、送出事業主を派遣元事業主と、送出労働者を派遣労働者とみなして、整備法附則第七条第一項前段の規定を適用することとし、この場合における所要の読替えを定めるとともに、同条第二項の規定は、受入事業主について準用することとした。（第二条関係）

㈢　送出事業主が行う建設業務労働者就業機会確保事業に関しては、送出事業主を派遣元事業主と、建設業務労働者の就業機会確保を労働者派遣と、送出労働者を派遣労働者と、協定対象送出労働者を協定対象派遣労働者と、受入事業主を派遣先とみなして、整備法附則第八条第一項前段の規定を適用することとし、この場合における所要の読替えを定めるとともに、同条第二項の規定は、建設業務労働者の就業機会確保をする送出事業主について準用することとした。（第三条関係）

㈣　港湾派遣元事業主が行う港湾労働者派遣事業に関しては、港湾派遣元事業主を派遣元事業主とみなして、整備法附則第七条第一項の規定を適用することとし、この場合における所要の読替えを定めるとともに、同条第二項の規定は、派遣先について準用することとした。（第四条関係）

㈤　港湾派遣元事業主が行う港湾労働者派遣事業に関しては、港湾派遣元事業主を派遣元事業主とみなして、整備法附則第八条第一項前段の規定を適用することとし、この場合における所要の読替えを定めるとともに、同条第二項の規定は、港湾派遣元事業主について準用することとした。（第五条関係）

2　この政令は、平成三二年四月一日から施行することとした。ただし、1の㈠（整備法附則第七条第二項又は第八条第二項の規定に係る部分に限る。）、㈡（整備法附則第七条第二項の規定に係る部分に限る。）、㈢（整備法附則第八条第二項の規定に係る部分に限る。）、㈣（整備法附則第七条第二項の規定に係る部分に限る。）及び㈤（整備法附則第八条第二項の規定に係る部分に限る。）については、公布の日から施行することとした。

政　令

内閣府本府組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年八月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百四十五号

内閣府本府組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第三項、第四項及び第八項から第十項までの規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「、政策統括官」の下に「、独立公文書管理監」を加え、「第二款　政策統括官（第二十条）」を「第二款　政策統括官（第二十条）　第三款　独立公文書管理監（第二十条の二）」に、「第三款」を「第四款」に、「第四款」を「第五款」に、「第五款」を「第六款」に改める。

第一章第一節の節名中「政策統括官」の下に「、独立公文書管理監」を加える。

第一条の見出し中「政策統括官」の下に「、独立公文書管理監」を加え、同条中「八人」の下に「、独立公文書管理監一人」を加える。

第二条第三十四号及び第三条第二号中「関すること」の下に「（独立公文書管理監の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第三条の次に次の一条を加える。

（独立公文書管理監の職務）

第三条の二　独立公文書管理監は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　行政各部の施策の統一を図るために必要となる総合調整に関する事務のうち、特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）附則第九条に規定する独立した公正な立場において行う、行政機関の長（同法第三条第一項本文に規定するものをいう。）による特定秘密（同項に規定するものをいう。以下この号において同じ。）の指定及びその解除並びに特定秘密である情報を記録する行政文書（公文書等の管理に関する法律第二条第四項に規定するものをいう。）の管理の適正を確保するための検証、監察その他の措置に係るものに関すること。